

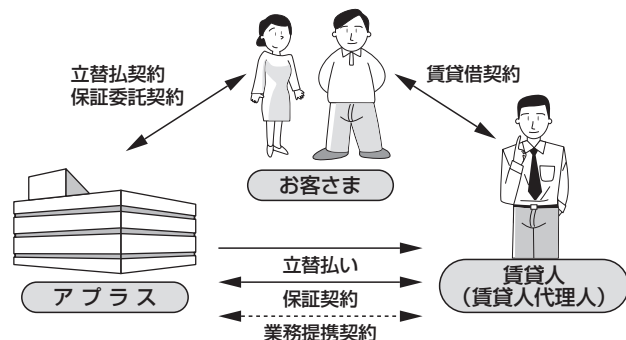
家賃サービス「プラス」(W) 契約について

1. 契約内容を明らかにした書面はよく読みましょう。

- 「契約内容を明らかにした書面」(本「家賃サービス「プラス」(W) 契約について」と「アプラス家賃サービス「プラス」(W) 申込書兼契約書」)をよくお読みください。
- 「契約内容を明らかにした書面」の中で不明な点がありましたら、賃貸借契約については、賃貸人(賃貸人代理人)、家賃サービス「プラス」(W)(お支払いに関すること)については、アプラスにおたずねください。
- 「家賃サービス「プラス」(W) 契約について」と「アプラス家賃サービス「プラス」(W) 申込書兼契約書」(写し)は大切に保管してください。

2. 家賃サービス「プラス」(W) の仕組み

この家賃サービス「プラス」(W) は、三者間の取引です。



- お客さまがこの家賃サービス「プラス」(W) を利用して賃貸借契約を締結された場合、家賃、管理費・共益費、駐車場代金等の賃借費用等はアプラスがお客さまに代わって立替払いします。お客さまは賃借費用等をアプラスの口座振替の仕組みを利用して、アプラスにお支払いいただくことになります。
- また、賃貸借契約の解除、解約後、お客さまが賃貸人に対して負担すべき債務や費用等をアプラスがお客さまに代わって保証履行いたします。

アプラスが保証する債務等の範囲は、以下の通りです。

- ①賃貸借終了から物件明渡し日までに発生する損害賠償債務 ※①～③の合計24ヶ月分まで
- ②残置物の撤去費用(賃借費用の2ヶ月分上限)
- ③賃借物件の原状回復費用(賃借費用の2ヶ月分上限)
- ④立退きに係る法的手続き費用(訴訟費用、保全費用、強制執行費用、弁護士費用等)但し200万円を上限とします。

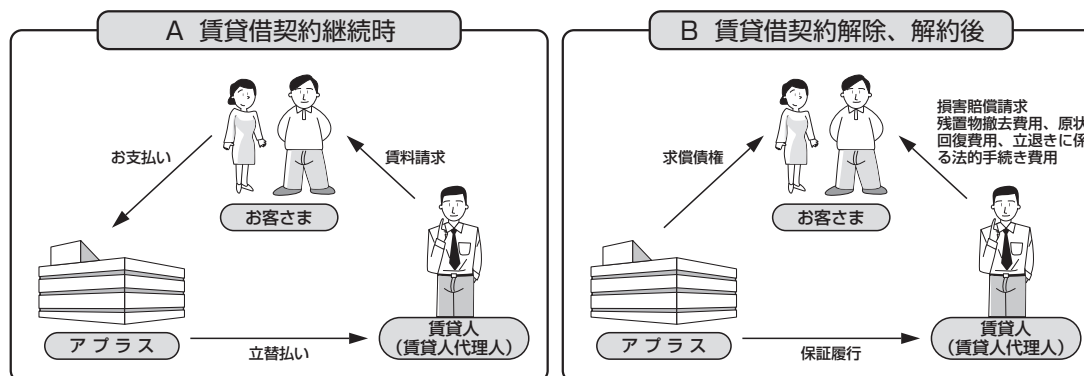
- 上の図のようにお客さまは賃貸人と賃貸借契約を結ぶだけでなく、別にアプラスと立替払契約と保証委託契約を結ぶことになります。

- また、Aの図は、月々の立替金の弁済がされており賃貸借契約が継続している場合の請求とお金の流れを表しています。Bの図は、賃貸借契約の解除、解約後の債権債務の関係を表しています。

お客さまに対する賃貸人からの損害賠償請求や費用の請求についてはアプラスが保証履行して支払います。アプラスはこれにより求償権を得ますので、お客さまはアプラスに対して求償債務を返済する義務が生じることを表しています。

※一定の場合にはアプラスが保証契約を解除することがあります。詳しくは「お申込みの内容」をご参照願います。

- 家賃サービス「プラス」(W) 契約に関して、お客さまの情報が個人信用情報機関に「カード商品」または別途個人信用情報機関が指定する名称にて登録されます。詳しくは、「個人情報の取扱いに関する同意条項」をご参照ください。



3. 月々の家賃お支払いについて

毎月27日に翌月分の家賃をお引落としさせていただきます。

(例) 11月分家賃→10月27日引落とし

4. 賃貸借契約を更新される時は…

- 賃貸借契約の期間満了後も引続きお住まいになる場合は、賃貸人(賃貸人代理人)より更新内容が案内されます。詳細は賃貸人(賃貸人代理人)にご確認ください。

5. 賃貸借契約を解約(終了)される時は…

- 賃貸借契約で定めた期日を前もって、賃貸借契約を解約(終了)し賃借物件を明渡しされる場合は、明渡し予定日を賃貸人(賃貸人代理人)にご連絡ください。

ご 注 意

契約はあなたご自身のものです。かりにお客さまが単に名義を貸したとしても、お客さまに支払い責任がございます。どんなに親しい人からたのまれても、他人に名義を貸すのは絶対にやめましょう。

お 願 い

新しい電話番号が決定しましたら…
契約後、ご住所を変更される場合は…
アプラス家賃サービス係まで
ご連絡をお願いします。

信販会社への
問い合わせ・相談窓口は…

アプラス

家賃サービスに関するお問い合わせ先

●家賃サービス係

☎ 0570-064-263

※0570(ナビダイヤル)は有料です。

※電話番号は、お間違いのないようお願いいたします。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（個人情報の収集・利用の同意）

- (1)申込者（契約者を含む。以下「私」といいます）は、株式会社アプラス（以下「会社」といいます）が立替払契約および保証委託契約（申込を含む。以下「本契約」といいます）ならびに今後の取引に係る会社との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の各号の情報（以下「個人情報」といいます）を保護措置を講じたうえで収集（インターネット等からの取得も含む）利用することおよび以下の会社の関連会社（以下単に「関連会社」といいます）と共同して利用することに同意します。なお、関連会社は今後の取引に関わる関連会社との取引の与信判断、与信後の管理のために個人情報を利用します。
- ①会社所定の申込書兼契約書（電磁的申込書を含む。以下、「申込書等」といいます）に私が記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む）、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、お取引ニーズに関する情報、運転免許証等の記号番号、私の使用するデバイスおよびブラウザに関する情報等の「属性情報」（本契約締結後に会社が私から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）
- ②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、支払方法、振替口座等の「契約情報」
- ③本契約に関する利用開始後の返済残高、月々の返済状況・履歴等に関する「取引情報」
- ④私が申告した私の年収（世帯年収を含む）、資産、負債等、会社が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払能力の判断のための情報」
- ⑤電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報
- ⑥映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁気的または光学的媒体等に記録したもの）

【個人情報会社と共同して利用する会社の関連会社】

- 社名：株式会社アプラスフィナンシャル
住所：大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
 - 社名：株式会社アプラスパーソナルローン
住所：大阪府吹田市豊津町9番1号
（共同利用における管理責任事業者名称：株式会社アプラス）
- (2)私は、会社が本契約を行う者が私に相違ないかを確認するため、運転免許証、パスポート等の証明書の記載内容を確認すること（写しの入手を含む）または会社が住民票の写し等を徴求すること（本契約締結後に住所確認を行う場合を含む）に同意します。
- (3)私は、会社が本契約の締結内容および後日の交渉内容を事後の証跡のために収集することに同意します。
- (4)会社は、個人情報を、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。
- (5)私は、申込書等に記載の貸貸人もしくは貸貸人代理人が本条第1項①の個人情報について、私から通知を受ける等の方法により変更情報を知った場合には、申込書等に記載の貸貸人もしくは貸貸人代理人が会社に対して、会社における与信後の管理のために、当該情報を提供することに同意します。
- (6)私は、申込書等に記載の貸貸人もしくは貸貸人代理人が私との賃貸借契約の更新、管理等のために本条第1項①、②、③のうち必要な範囲で個人情報を会社から提供を受けることに同意します。

第2条（個人情報の与信関連業務以外の利用）

- (1)私は、会社が、会社の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集金代行事業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他会社の定款に記載されている事業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。
- ①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。
- ②市場調査、商品開発のために利用する場合。
- ③書面やその他媒体（電話、Eメール、携帯電話番号宛にショートメッセージサービスの方法により送信するものを含む）による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する勧誘のために利用する場合。なお、会社の具体的な事業内容については、会社のホームページに掲載しております。
- (2)私は、関連会社が、前項各号に定める利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに

同意します。

- (3)私は、会社が、会社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施する目的のため、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。

第3条（新生銀行グループにおける共同利用）

私は、会社が、株式会社新生銀行（以下「新生銀行」といいます）およびそのグループ企業（ただし、会社の関連会社を除く。以下新生銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます）のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①乃至④の個人情報（ただし、次条の個人情報情報機関から取得した個人情報を除く）をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の管理については、新生銀行が責任を有するものとします。

- ①私への新生銀行グループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため
- ②私が利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため
- ③各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため
- ④新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため

※新生銀行グループとは、新生銀行、ならびに新生銀行の有価証券報告書等に記載する新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途会社のホームページにて公表します。

第4条（個人情報情報機関への登録・利用の同意）

- (1)私は、会社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」といいます）および加盟機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携機関」といいます）に照会し、私の個人情報（加盟機関の加盟会員によって登録される情報、官報情報など加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む）が登録されている場合には、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2)私は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟機関に下表に定める期間登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査（与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ）の目的に限り利用されることに同意します。
- (3)加盟機関の名称・住所・問い合わせ電話番号は以下のとおりです。なお、会社が本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、私の個人情報を登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

名称：株式会社シー・アイ・シー（略称CIC）

住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト15階

電話番号：ナビダイヤル 0570-666-414

URL：https://www.cic.co.jp/

登録情報	登録期間
①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	会社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
③本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額または利用可能枠、貸付額、保証額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等の契約内容に関する情報、および利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況に関する情報の全部または一部となります。また、これらの項目以外に、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛申出等の本人申告情報が登録されます。

- (4)提携機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。

①名称：株式会社日本信用情報機構（略称JICC）

住所：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号

住友不動産上野ビル5号館

電話番号：ナビダイヤル 0570-055-955

URL：https://www.jicc.co.jp/

- ②名称：全国銀行個人信用情報センター（略称KSC）

住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

URL：https://www.zenginkyo.or.jp/paic/

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

第5条（個人情報の預託等の同意）

- (1)私は、会社が事務処理（コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、会社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。
- (2)私は、会社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託（債権譲渡を含む）をする場合、第1条第1項①、②、③の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

【会社が債権回収の委託をする債権回収会社】

●名称：エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

住所：〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号

●名称：アルファ債権回収株式会社

住所：〒101-0021 東京都千代田区外神田三丁目12番8号

住友不動産秋葉原ビル

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

- (1)私は、会社および第4条で記載する個人情報情報機関に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。
- ①会社が開示を求める場合には、第11条に記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、会社のホームページに掲載しております。
- ②個人情報情報機関が開示を求める場合には、第4条に記載の個人情報情報機関に連絡してください。
- (2)前項に基づく会社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条（本条項不同意の場合の措置）

私は、私が本契約において必要な記載事項（申込書等に記載すべき事項）の記載を希望しない場合、または第2条および第3条①を除く本条項の内容の全部又は一部を承認できない場合は、会社が本契約を拒否する可能性があることに同意するものとします。

第8条（利用停止の申出）

第2条および第3条による同意を得た範囲内で会社が個人情報を利用している場合であっても、私が第2条および第3条①の目的での利用停止の申出をした場合は、会社はそれ以降の当該目的での利用を停止する措置を取るものとします。ただし、会社が送付する「ご返済予定表」等に同封する封入物の送付停止の申出はできないものとします。

第9条（契約が不成立の場合の同意）

私は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、私の支払能力の調査のため、加盟機関が第4条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

第10条（条項の変更）

本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第11条（個人情報に関する問い合わせ窓口）

個人情報については、個人情報管理室が責任部署となります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問合わせ先は以下のとおりです。

住 所：吹田市豊津町9番1号 ビーロット江坂

担当部署：株式会社アプラス お客さま相談室

電話番号：0570-001-770 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。

※電話番号は、お間違いのないようお願いいたします。

URL：https://www.aplus.co.jp/

お申込みの内容(約款)※契約成立後は、契約条項となります

申込み(契約者を含む。以下、「私」といいます)は、「アプラス家賃サービス「プラス」(W)申込書兼契約書」(以下、単に「契約書」といいます)記載の賃借物件(以下、「賃借物件」といいます)に係る賃借契約者(以下、「賃借契約者」といい、賃借契約者が私である場合を含みます)が、契約書記載の賃貸人(以下、「賃貸人」といいます)との間で締結する賃借契約に關して、①私または賃借契約者が賃貸人および契約書記載の賃貸人代理人(以下、「賃貸人代理人」といいます)に対して支払う費用(その具体的な内容は、立替払契約条項第1条に定めるものとする)の立替払いおよび②私または賃借契約者が賃貸人および賃貸人代理人に対して負う債務のうち、保証委託契約条項第2条に定める債務の保証について、次のとおり株式会社アプラス(以下、「会社」といいます)との間で、立替払契約および保証委託契約を締結します。

【立替払契約条項】

第1条 (立替払)

①私は、①賃借契約者が賃貸人との間で締結した賃借契約に基づき、賃貸人に対して支払う契約書記載の月額賃借費用(以下、「賃借費用」といいます)を、会社が賃貸人に立替払すること、および②賃借契約者が賃借契約に關して賃貸人代理人に対して負担する更新事務手数料その他費用(以下、「賃貸人代理人費用」といいます)を会社が賃貸人代理人に立替払することを会社に委託し、会社はこれを受託するものとします。なお、賃貸人が、①の賃借費用の集金を賃貸人代理人に委託している場合には、私は会社が賃借費用を賃貸人代理人に立替払することを委託するものとします。

②私は、賃借物件における水道・ガスその他の使用料金、賃借契約者と賃貸人との賃借契約書に記載された当該賃借契約に基づき賃借契約者が負担する更新料、増額敷金、早期解約違約金(賃借契約で定める一定期間内に賃借契約について賃借契約者都合による解約または賃貸人による解除がなされた場合に賃借契約者が負担する金員をいいます。ただし、賃借費用の2ヶ月分を上限とします)、解約通知書送達違約金(賃借契約者が賃借契約で定める所定の期間より後に賃借契約の解約を申し入れた場合に賃借契約者が負担する金員をいいます。ただし、賃借費用の1ヶ月分を上限とします)およびその他賃借契約に関して私が負担する手数料等(以下、これを「その他費用等」といいます)は、賃借費用および賃貸人代理人費用とあわせて「賃借費用等」といいます。本契約の対象とすることができるとし、その場合は、私は会社に対し、その他費用等の立替払いを委託するものとします。なお、この場合の立替払額は、賃貸人または賃貸人代理人が会社に通知した額とします。

第2条 (賃借費用等の立替払)

①会社は、賃貸人または賃貸人代理人との間で取決めした期日に、賃借費用等を立替払するものとします。

②私は、会社が賃貸人または賃貸人代理人との間の取決めにより前項の立替払日を変更できることを、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第3条 (弁済金の返還)

私は、会社に対して、賃借費用等に契約書記載の事務手数料を加えた契約書記載の月額支払合計金(以下、「弁済金」といいます)を、契約書記載の支払日に、私が指定し会社が認めた支払口座もしくは口座振替の方法により支払うものとします。ただし、当該支払日までに当該方法による支払いがなされた場合は、会社の指定する預金口座へ振り込み、コンビニエンスストアでの支払いの他の会社が認める方法により支払うことができるものとします。なお、コンビニエンスストアでの支払いをする場合、コンビニエンスストアが当該弁済金を受領した時点で、会社に対する支払いがなされたものとします。

第4条 (初回事務手数料)

私は、本契約について、契約書記載の初回事務手数料を契約書記載の初回支払日までに会社に支払うものとします。

第5条 (立替払の停止)

会社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、立替払を停止することができるものとします。①私が、弁済金の支払いを3ヶ月分(但し賃借費用及水道・ガスその他の使用料金の3ヶ月分とします)遅滞したとき。②私が弁済金の支払いを遅滞した場において、賃貸人または賃貸人代理人が私または賃借契約者に対する明渡請求義務を怠ったとき。③会社が、私から賃借契約を終了させる内容の通知を受付たとき。④賃借契約について、私および賃借契約者と賃貸人または賃貸人代理人との間で締結が生じているとき。⑤賃貸人または賃貸人代理人が、賃貸人または賃貸人代理人と会社の本契約取扱いに係る提携契約(以下「提携契約」といいます)で定められた禁止事項に違反したとき。⑥賃貸人または賃貸人代理人が賃借費用等の受取権を有さない等、提携契約で定められた会社が立替払等を行ったものの条件が充足されているか否かについて疑義が生じていると会社が判断したとき。

第6条 (立替払契約の終了)

立替払契約は、本契約が終了する場合はほか、賃借契約が終了したときに、当然に終了するものとします。ただし、早期解約違約金および解約通知書送達違約金の立替払についてはこの限りではなく、また、私が、立替払契約に基づく会社に対する債務の支払いを完了していない場合は、私はその支払いを免れることはできず、その限りにおいて立替払契約はなお効力を有するものとします。

【保証委託契約条項】

第1条 (保証委託)

私は、賃借債務に關して賃貸人に対して負担する債務のうち第2条に定める費用の支払債務について、会社に対して連帯保証を委託し、会社はこれを受託するものとします。

第2条 (保証の対象となる債務)

①保証委託契約の対象となる債務は、賃借債務に關して、賃借契約者が賃貸人に対して負う債務のうち、以下の各号に定める費用等の支払債務とします。(但し、①乃至③については賃借費用の24ヶ月分を上限とし、24ヶ月分を超えるときは、超過分については会社は連帯保証しないものとします。①賃借費用等および賃借契約終了日から賃借物件明渡日までに関する賃借物件の使用に係る損害賠償債務。②残置物の撤去費用(但し、賃借費用の2ヶ月分を上限とします)。③賃借物件の現状回復費用(但し、通常費用に伴う損耗部分を除き、賃借費用の2ヶ月分を上限とします)④賃借物件の明渡しに關し、賃貸人が法的な手続(訴訟手続、保全手続、強制執行手続等)を取った場合に生じる一切の費用(印紙代、郵券等他のいわゆる裁量上の訴訟費用のみならず、弁護士費用(手続の前提となる解除通知の発送や法的な手続前の任意交渉や弁護士に委任する場合の費用を含みます。)、執行補助者費用、残置物撤去費用等を含み、200万円を上限とします)。

⑤前項各号に定める費用の支払いを遅滞した場合の違約金、遅延損害金の支払債務は、保証委託契約の対象とはならないものとします。

第3条 (保証債務の履行)

①会社が保証債務を履行した場合には、私は、当該債務その他本契約に基づき私が会社に対して負担する一切の債務を、会社に対して直接に支払うものとします。

②賃借契約者が賃貸人に対する義務の履行を怠った場合、会社は、かかる義務に関する保証債務について、保証債務を履行する前であっても、私に対する事前求償権を行使できるものとします。この場合の事前求償請求額は、賃貸人または賃貸人代理人が会社に通知した保証債務額とします。なお、私は、会社の事前求償権行使について、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。

③私は、会社に対して、会社が賃貸人に対して負担する保証債務の履行またはその増加を防止する義務を負うものとします。

④会社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、保証債務を免責されるものとします。①私が、弁済金の支払いを遅滞したときに、賃貸人または賃貸人代理人が私または賃借契約者に対する明渡請求義務を怠ったとき。②賃借契約について、私および賃借契約者が賃貸人または賃貸人代理人との間で締結が生じているとき。③賃貸人または賃貸人代理人が提携契約で定められた禁止事項に反する行為を行ったとき。

第4条 (保証委託手数料)

【立替払契約条項】 第5条に基づき立替払を停止したあと、保証債務履行終了までの契約書記載の事務手数料は、「(保証委託契約条項) 第2条第1項①号に対する保証委託手数料」として、私が引き続き会社に支払うものとします。

【立替払契約及び保証委託契約についての共通条項】

第1条 (有効期間)

①(立替払契約および保証委託契約(以下、これらを「本契約」といいます)は、会社が承諾し、賃貸人または賃貸人代理人に通知したときに成立するものとし、賃借物件の明渡しがなされるまで(但し、明渡し後に会社が立替払契約条項第1条第2項の早期解約違約金もしくは解約通知書送達違約金を立替払しときとす、または保証委託契約条項第2条第1項②乃至④号の債務を保証履行するときは、当該立替払または保証履行が完了するまで)存続することとします。また会社は承諾しない場合もその旨賃貸人または賃貸人代理人に通知されるものとします。この場合、賃貸人または賃貸人代理人から私にその旨を通知されるものとします。

②(本契約は、賃借債務者と賃貸人との間の賃借契約が更新された場合は、更新後の期間についても有効に存続するものとします。

③私が、賃借契約に定める有効期日までに賃借契約の終了しは解約の申出を行わないときは、私は、会社が賃貸人または賃貸人代理人から通知された条件により、賃借契約およびこれに基づき本契約が更新されたものとして取扱うことに異議ないものとします。なお、私は会社から賃借契約の更新・条件の変更ならびに本契約の更新・変更に関し、確認書等の書面の提出を求められたときは、これに応じるとするものとします。

第2条 (賃借費用等の変更)

私は、賃借契約期間中に次の各号に定める事由により賃借費用等が変更された場合には、会社に立替払委託および保証委託する賃借費用等も当然に変更され、賃貸人または賃貸人代理人から会社に通知があったときに、変更後の契約が成立することを承諾するものとします。なお、この場合、特に変更契約書の取交わりは行わないものとします。①賃借費用等の改定。②新たな賃借費用等の発生もしくは消滅。③消費税法で定める税率または課税範囲の変更があったとき。

第3条 (返還敷金等の代理受領)

①(返還敷金契約である場合に限る。以下、本条および第12条において同じ)は、賃借物件の明渡時に、私が本契約に基づき会社に対して負担する支払債務が存在するときは、私が賃貸人から支払いを受けるべき次の各号の請求権に基づき(金員について、私が私代理として受領することとする承諾するものとします。①賃借物件の明渡時に返還を受けることと条件として、私が賃貸人に預けた敷金・保証その他の金員の返還請求権。②賃借物件明渡日の翌日以降の未賃借期間相分の1ヶ月割りの賃借費用等の返還請求権。③その他本契約または本契約に付随する契約に基づき発生し、または将来発生する一切の債権。

②私は、次の各号の行為を行わないものとします。①前項各号の債権を第三者に譲渡、買入又は担保提供等すること。②前項の会社への代理受領の委任を解除したと、第三者に代理受領を委任すること。

第4条 (届出事項の変更)

①私は、私または賃借契約者が、住所・氏名・勤務先・指定預金口座等を変更する場合は、あらかじめ書面をもって会社に通知します。ただし、会社が適当と認めた場合には、会社への電話等での通知により届け出ることができるものとします。

②私は、前項の通知を怠った場合、会社からの通知または連絡等が不着したときでも遅くとも、会社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことと異議ないものとします。ただし、前項の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとします。

第5条 (費用等の負担)

①私は、次の各号に定める費用を負担するものとします。①会社に対する弁済金の支払いに要する費用。②私が会社に対する弁済金の支払いを遅滞したことにより、会社が振込用紙を送付する等の再請求手続きを行ったときは、再請求手続き1回につき660円(税込)を上限とし、支払う費用。③会社が私の都合により閉鎖をしたときは、1回につき1,000円(税込)。④会社が私に対して、書面により催告をしたときは、当該催告を受けたとき。⑤会社が保証債務を履行したときは、履行に要した費用。⑥本契約の締結費用および本契約に基づく会社の権利行使または保全のために、会社が法的手続(訴訟費用、保全手続、強制執行手続等)を取った場合に生じる一切の費用(印紙代・郵券代等のいわゆる裁量上の訴訟費用のみならず、弁護士費用(法的手続の前提となる解除通知の発送や法的手続前の任意交渉や弁護士に委任する場合の費用を含みます。)、執行補助者費用、残置物撤去費用等を含みます)。

②私が会社に対支払う費用について公租公課が課せられる場合または公租公課(消費税等)が変更された場合は、私は、当該公租公課相当額または当該増額部分を負担するものとします。

第6条 (紛議)

①私は、賃借債務に關し、賃貸人または賃貸人代理人との間で紛議が生じた場合は、すべて私および賃借契約者と賃貸人および賃貸人代理人との間で解決することとし、会社に対する弁済金および求償債務の支払いを免れることはできないものとします。

②私は、賃借債務者が、賃借債務に關し、賃貸人または賃貸人代理人に対して、賃借費用等の債務の支払手続を主張し得る正当な事由が存じ、賃貸人または賃貸人代理人に対する支払いを停止する場合は、会社に対して、事前に書面をもって通知するものとします。この場合は、当該通知の到達日以降に支払期日が到来する賃借費用等について、賃貸人または賃貸人代理人に対する立替払または保証債務の支払いの停止は会社に対する前項の通知を怠ったことにより、会社が本契約に基づき、賃貸人または賃貸人代理人に賃借費用等の立替払または保証債務の履行を行った場合、私は、会社に対する弁済金の支払債務または求償債務を免れることができないものとします。

第7条 (遅延損害金)

私が会社に対する弁済金の支払いまたは求償債務の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、各弁済金または求償額に対して年14.60%(1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第8条 (賃借契約の終了の通知)

①私は、賃借契約の解除または賃借債務もしくは賃借契約期間の満了等により、賃借契約を終了するときは、賃貸人または賃貸人代理人に対して、賃借債務者に定める期日までにその旨を通知するものとします。

②私が前項の通知を怠った場合については、第6条第3項に準ずるものとします。

第9条 (本契約の終了)

①(本契約は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合に当然に終了するものとします。ただし、私が本契約に基づく会社に対する債務の支払いを完了していない場合、私のその支払いを免れることはできず、その限りにおいて本契約はなお効力を有するものとします。①賃借物件の変更、賃借費用の変更その他賃借契約の内容に重大な変更があったとき。②賃借物件について、賃貸人または賃貸人代理人が賃借費用等の受取権を有さない等、提携契約で定められた会社が立替払等を行ったものの条件が充足されなくなったとき。③提携契約が終了したとき。④私が賃借費用等の債務の支払停止を主張し得る正当な事由を理由に賃借費用等の支払いを拒否し、賃貸人または賃貸人代理人と私が賃借費用との間で賃借債務について締結が生じ、これが2ヶ月以上解決しないとき。⑤賃貸人が私または賃貸人代理人に対して提起した建物賃貸借訴訟において、賃貸人が賃料不払いを理由に行った賃借契約の解除の効力が認められず、賃借契約が存続すること。⑥賃貸人が賃料不払いを理由に賃借契約を解除した後に、賃貸人または賃貸人代理人が、再度賃借契約を締結する。あるいは従前の賃借債務の存在を認める等の内容の和解をしたとき。⑦賃貸人が私または賃借契約者に対して提起し建物明渡請求訴訟の第1回期日が6ヶ月を経過したにもかかわらず、賃借債務者に限る(以下、「入居者」といいます)が賃借物件から退去しないとき(ただし、同訴訟の第一審判決でなされている場合を除く)⑧私について破産手続開始決定がなされ、破産管財人が選任されたときを除く)。

②(本契約は、以下の事由が生じた場合も、当然に終了しないものとします。①私について破産手続開始決定がなされたとき(破産管財人が選任された場合を除く)。

第10条 (期限の利益の喪失・本契約の解除)

①(次の各号のいずれかの事由が生じたときは、または次に次により会社が本契約を解除したときは、私は当然に期限の利益を失い、会社に対する一切の未償債務を直ちに支払うものとします。この場合において、私が本契約に基づく会社に対する支払債務を完済するときは、本契約の関連事項が適用されるものとします。①私が本契約に基づき(弁済金の支払いを遅滞したとき)②私が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞り処分を受けたとき。③私について破産・民事再生手続の申立があったとき、あるいはこれらの手続を前提とした代理人が選任されたとき。④私が振り出した手形・小切手が不渡りとなったとき。⑤私が会社に対して負

担する他の支払債務について、期限の利益を喪失したとき。⑥その他私の信用状態が著しく悪化したとき)。

②(会社は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、私に何らの通知・催告を要することなく、いつでも本契約を解除することができるものとします。①私が本契約を申し込みに際し、住所・氏名・年齢・職業・電話番号・収入・資産関係など信用調査の重要事項において虚偽の申告をしたことが判明したとき。③賃貸人または賃貸人代理人と賃貸人との間に契約書に記載された内容の賃借契約がない、またはその契約内容が異なっていると会社が合理的に判断したとき。④賃借契約書および契約書に記載された入居者と対象物件の真実の入居者が異なっていると会社が合理的に判断したとき。⑤賃貸人または賃貸人代理人が賃借費用等の受取権を有さない等、提携契約で定められた会社が立替払等を行ったものの条件が充足されていないことが判明したとき。⑥賃貸人または賃貸人代理人が提携契約で定められた禁止事項に違反したとき。⑦私が日本語を理解できない等の理由により、本契約を締結することが困難であると会社が合理的に判断したとき。⑧賃貸人または賃貸人代理人が変更になったとき。⑨私が第15条第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、同条第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または同条第3項の調査等にに応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであつて、本契約を締結することが不適切であると会社が判断したとき。

③前項⑨の規定の適用により、会社に損害、損失または費用(以下、これらを「損害等」といいます)が生じた場合には、私は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項⑨の規定の適用により、私に損害等が生じた場合であっても、私は、当該損害等についての賠償を会社に請求できないものとします。

第11条 (本契約の効力)

本契約が第9条または第10条第2項により終了した場合、会社は、第9条または第10条第2項各号の定める事由が発生した時以降に発生する賃貸人または賃貸人代理人に対する立替払債務及び保証債務について、一切免責されるものとします。ただし、第9条第1項⑨または第10条第2項①の場合、会社は保証委託契約条項第2条第1項の保証対象債務のうち同項②号および③号の債務については免責されないものとします。

第12条 (返還敷金等による弁済)

①(会社は、第3条第1項に基づき代理受領した金員を、私に通知することなく、私が本契約に基づき会社に対して負担する支払債務の弁済に充当することとできるものとします。

②前項より、会社が第3条第1項に基づき代理受領した金員を私が本契約に基づき会社に対して負担する債務の弁済に充当した場合において、余剰が発生した場合は、当該余剰金は会社から私に返還されるものとなりますが、不足が生ずる場合は、私は会社に対して当該不足額を直ちに弁済するものとします。

第13条 (弁済金の返還に伴う取扱い)

①(私が、会社が会社に対する支払いを遅滞した場合は、賃貸人または賃貸人代理人から、賃借契約に基づく賃借費用等の支払債務を不履行したものとして取扱われるとも異議ないものとします。またその取扱いは会社の賃借費用等の立替払の有無にかかわらずいものとします。

②(前項の場合、私は、私の会社に対する弁済金の遅滞状況について、会社が賃貸人または賃貸人代理人に対して通知しても、異議無いものとします。

第14条 (賃貸人または賃貸人代理人の債務不履行等による本契約の解除)

私は、会社と賃貸人または賃貸人代理人との間の提携契約に基づく債務の不履行等により、賃貸人または賃貸人代理人と会社の信頼関係が喪失した場合に、会社が提携契約を解除することにより本契約が終了することを承諾するものとします。

第15条 (反社会的勢力の排除)

①私は、私および賃借債務者が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団 ②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等 ⑥社会力、権勢、資金等の暴力団と関係する者 ⑦その他暴力団と関係する者 ⑧前各号に掲げる者の資金獲得活動に乘じ、または前各号に掲げる者の威嚇、恫喝、資金等を利用することによって自ら利益拡大を図る者) ⑨その他前各号に準ずるもの

②(私は、私または賃借債務者が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為 ②法外的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に關して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、虚偽を用いた重大威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の業務を妨害する行為) ⑤その他前各号に準ずる行為

③(私または賃借債務者が前1項または第2項に定める事項に反する具体的に疑われる場合には、会社は、私に対当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、私はこれに応じるものとします。

第16条 (定期借家等)

賃借物件に係る賃借債務の種類が借家法に規定する定期建物賃貸借または期間付賃貸借であり、賃借契約期間終了後に賃借物件について私が新たに賃借契約(以下、「再契約」といいます)を締結する場合には、会社が私に対して特約の通知を行わない限り、本契約は更新されるものとします。この場合、再契約時と差し入れられた敷金等の返還請求権については、第3条および第12条に準ずるものとします。

第17条 (弁済金の充当順序)

①(会社に対する弁済金が、本契約に基づき会社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない場合は、私は会社が、私への通知なくして、会社所定の充当順序により、当該弁済金の債務への充当を行うことに何ら異議ないものとします。

第18条 (公約的条項の取得・提出の通知)

①(私は、本契約に係る審査のためもしくは本契約成立後の債権管理のために、会社が必要と認めた場合には、私の住民票などを会社が取得し利用することに同意するものとします。

②(私は、会社が、債権管理の目的のため、私の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提出期間を指定して各種確認や公約書類等の提示または提出を行う場合には、これに応じるものとします。

第19条 (賃貸人及び賃貸人代理人の変理)

①(賃貸人が変更となり、変更後の賃貸人及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は本契約における賃貸人を変更後の賃貸人とすることと同意するものとします。また、会社が月額賃借費用を賃貸人に立替払している場合、私は会社が私に特約の手續をとることなく、引き続き本契約に基づき変更後の賃貸人に立替払すること、及び②変更後の賃貸人に保証債務を履行することに同意するものとします。②賃貸人代理人が変更となり、変更後の賃貸人代理人及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は会社が私に特約の手續をとることなく本契約における賃貸人代理人を変更後の賃貸人代理人とし、③引き続き本契約に基づき変更後の賃貸人代理人に立替払すること、及び④保証債務履行に基づき支払いを要受後の賃貸人代理人に行うことに同意するものとします。⑤私は前二項の同意に伴い、本契約に関する個人情報の取扱いに関する同意条項における賃貸人及び賃貸人代理人についても、変更後の賃貸人及び賃貸人代理人がこれに該当するものとし、当該同意条項が適用されることに同意するものとします。

第20条 (合意書執筆義務)

私は、本契約について紛争が生じた場合、訴訟のいかんにかかわらず、私の住所地または契約地ならびに会社の本社・東京本部・各支店・各営業所・各センター所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

【問合わせ・相談窓口】

1. 賃借契約についてのお問合わせ、ご相談は契約書記載の賃貸人または賃貸人代理人にご連絡ください。
2. 立替払契約または保証委託契約についてのお問合わせ、ご相談は下記のアプラスにご連絡ください。
株式会社アプラス 家賃サービス係 TEL. 0570-040-0623
※0570 (711)は有料です。
※電話番号は、お間違いないようにお願いいたします。

【約款632-050】2021_02

632-056 【202103】

② お客さま用

記入例

お名前(フリガナ)、生年月日は必ずご本人さまの直筆をお願いします。
※「お名前(フリガナ)」と「生年月日」の訂正はできません。
改めて書き直していただきますようお願いいたします。
それ以外の訂正はご契約印と同じ印で訂正印を押してください。

審査上、書類による本人確認が必要となります。

本人確認書類	運転免許証	住所変更がある場合は、裏面も必要
	運転経歴証明書	住所変更がある場合は、裏面も必要
	パスポート	顔写真入りページおよびご住所ページ
	各種健康保険証	お申込人ご本人のお名前・ご住所・生年月日のページ※なお、保険者番号および被保険者等の記号・番号については、黒く塗りつぶしたうえでご提出ください。
	在留カード	①原則、在留期間が賃貸借契約の契約期間以上ある場合が対象。(また左記の条件で更新が可能な場合も含む) ②在留資格が就労不可の場合は対象外。
	特別永住者証明書	住所変更がある場合は、裏面も必要
	各種年金手帳	氏名・生年月日記載のページ※なお、年金番号の記載がある場合は、年金番号を黒く塗りつぶしたうえでご提出ください。 別途身分証明書を添付いただく場合があります。
	住民基本台帳カード	申込住所記載のものに限る
	住民票写し	申込住所記載のものに限る（個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒く塗りつぶしてください）
マイナンバー（個人番号）カード	顔写真・お名前・生年月日・申込住所記載の面（裏面は不要です。※個人番号（マイナンバー）の「通知カード」は本人確認書類としてお取り扱いできません）	

アプラス家賃サービス「プラス」(W)申込書兼契約書																											
契約番号 0000000000 申込日 20年 月 日 △△××○○○ 契約日 20年 月 日 ××△△○○○ 本枠内にご記入ください お申込み(ご契約)の内容																											
お客さま確認欄 本人(申込者)の住所は、賃貸借契約書および貸渡金領収書の住所と一致するものとして記載してください。以下のお客さまに関する事項を必ずご確認ください。 (※全項目) (※重要事項) (※個人情報の取扱いについて) (※個人情報の取扱いに関する同意事項) (※個人情報の取扱いに関する同意事項) (※アプラス家賃サービス「プラス」(W)申込書兼契約書(第1号)) 山本 太郎 署名(自署)																											
お名前(自署) 山本 太郎 〒155-0000 フリガナ トウキョウトセタガヤク△△△ 東京都世田谷区△△△ フリガナ ヤマモト タロウ 生年月日 男・平 (53才) 性男 00年××月△△日 別女 自宅電話 03 - 9999 - 9999 携帯電話 090 - 9999 - 9999																											
住居情報 お住まい (1)アパート (2)雑居 (3)社宅・寮 (4)賃貸マンション (5)公営住宅 (6)家族所有 (7)自己所有 居住年数 10年 ヶ月 ご家族 (1)独身(家族別居) (2)独身(家族同居) (3)既婚・子供なし (4)既婚・子供(2人) E-mail アドレス yamamoto @ aia.co.jp フリガナ エービーシーショウジ(カフ) ABC商事(株) 東京都港区△△△ 勤務先 勤務先電話 03 - 8888 - 8888 営内業務 商社 勤続年数 20 所属 人事課 従業員 1,000人																											
税入 申込者 1,000万円 お仕事 (1)学生 (2)会社員 (3)公務員 (4)自営業 (5)自由業 ※お勤め先以外に収入がある場合、合算収入をご記入ください。 同居予定の方の収入をご記入ください。 ※申込者が学生の場合は、同居予定にかかわらず、*世帯主の収入をご記入ください。 収入 申込者が学生の場合は世帯主 万円 本人からみた関係 (1)配偶者 (2)父母 (3)子供 (4)兄弟姉妹 (5)その他 入居理由 (1)結婚 (2)旧住居が狭い (3)転勤 (4)転職 (5)通勤時間 (6)家賃が高い (7)建替え (8)環境 (9)独立 (10)就職・入学 (11)その他 *世帯主：主として生計を維持している方。学生の場合は一般的に父(母)。 連絡先 お一人住まいの方、単身赴任の方は、ご実家または連絡先についてご記入ください。 〒 - ご住所 電話番号 - - 申込者との関係 (実家) その他 ()																											
賃借物件 建物名 フリガナ ハイツイ飯田橋 所在地 〒160-0000 フリガナ トウキョウトシンジュク××× 東京都新宿区××× 駐車場名 A-1 入居者 入居者 1.本人 2.本人およびその家族 3.本人以外 本人以外の場合はご記入ください お申し込み者 ①学生 (2)年金受給者 (3)その他 () 申込者との関係 長男 年齢 18才																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>a. 賃料</td> <td>8000円</td> </tr> <tr> <td>b. 管理費・共益費</td> <td>1000円</td> </tr> <tr> <td>c. 駐車料金</td> <td>1000円</td> </tr> <tr> <td>d.</td> <td></td> </tr> <tr> <td>e.</td> <td></td> </tr> <tr> <td>f. 月額賃借費用合計金</td> <td>10000円</td> </tr> <tr> <td>g. その他費用等</td> <td>賃貸人または賃貸人代理人からの通知による金額</td> </tr> <tr> <td>h. 事務手数料</td> <td>(f+g) × 1.5%</td> </tr> <tr> <td>i. 月額支払合計金</td> <td>f + g + h</td> </tr> </table>										a. 賃料	8000円	b. 管理費・共益費	1000円	c. 駐車料金	1000円	d.		e.		f. 月額賃借費用合計金	10000円	g. その他費用等	賃貸人または賃貸人代理人からの通知による金額	h. 事務手数料	(f+g) × 1.5%	i. 月額支払合計金	f + g + h
a. 賃料	8000円																										
b. 管理費・共益費	1000円																										
c. 駐車料金	1000円																										
d.																											
e.																											
f. 月額賃借費用合計金	10000円																										
g. その他費用等	賃貸人または賃貸人代理人からの通知による金額																										
h. 事務手数料	(f+g) × 1.5%																										
i. 月額支払合計金	f + g + h																										
初回事務手数料 f × 50 % 初回に加算請求されます。 支払内容 初回支払対象 20 XX年 10月 分家賃、および事務手数料 初回支払日 20 XX年 9月 27日 支払方法 口座振替 支払日 毎月27日 翌月分の家賃を当月27日(非営業日の場合は翌金融機関営業日)に口座振替いたします。前日までにご指定口座に入金願います。																											
賃借人 管理会社コード 1234567890 名称 ○△×不動産株式会社 住所 東京都千代田区855-723 代表電話 03-0000-xxxx FAX 03-0000-△△△△ 担当者氏名 田中 一郎 賃借人 住所 電話 FAX 担当者氏名																											

賃貸借契約日・入居予定日・賃貸借期間も漏れなくご記入ください。

■ 賃借物件欄は省略
せずに全てご記入
ください。
(郵便番号・所在地
・部屋番号)

入居予定者の内容を必ずご記入ください。

契約番号	00000000
------	----------

アプラス家賃サービス「プラス」(W)申込書兼契約書

管理コード	
お客さまがお申込み(ご契約)される会社名	株式会社アプラス
2021年3月 個情G共同利用版-KI対応版	

申込日	20 年 月 日	契約日	20 年 月 日
-----	----------	-----	----------

太枠内にご記入ください

お申込み(ご契約)の内容

場のつ
おい申
合が電
で込込
話、み
ざをア
いさ
いさ
すて
すい
より
た
だ
確
容
く
認
に

私(申込者(契約者含む))は、本申込に係る別紙(帳票管理番号 632-056)記載の「個人情報の取扱いに関する同意条項」および「お申込みの内容(約款)」の条項に同意のうえ、申込み(契約を含む)します。また、私(申込者(契約者含む))は、本申込み(契約を含む)に係る審査のためもしくは債権管理のために、貴社が必要と認めた場合には、私の住民票を貴社が取得し利用することに同意するものとします。

お客さま確認欄

私(申込者(契約者含む))は、賃貸借契約書および賃貸借契約特約内容の説明を受け理解し、以下「お申込みに関するお客さまお受取書面」(帳票管理番号: 632-056)を欄かに受領しました。 ①賃貸サービス「プラス」(W)契約について ②個人情報の取扱いに関する同意条項 ③お申込みの内容(約款) ④アプラス家賃サービス「プラス」(W)申込書兼契約書(写し)	署名(自署)	印
--	--------	---

代筆不可

お名前(自署)	フリガナ	生年月日	昭・平 (才) 性男・女 年 月 日 別
ご住所	〒 フリガナ	自宅電話	-
お住まい	(1)アパート (2)借家 (3)社宅・寮 (4)賃貸マンション (5)公営住宅 (6)家族所有 (7)自己所有	居住年数	年 月
E-mailアドレス		ご家族	(1)独身(家族別居) (2)独身(家族同居) (3)既婚・子供なし (4)既婚・子供(人)
お勤め先	フリガナ	勤務先電話	-
所在地		営内	勤年 続数
所属		従業員	人
税	申込者 万円	お仕事	(1)学生 (3)会社員 (4)公務員 (5)自営業 (6)自由業 其他()
収入	※お勤め先以外に収入がある場合、合算収入をご記入ください。	同居予定者	万円 本人からみた関係 (1)配偶者 (2)父母 (3)子供 (4)兄弟姉妹 (5)その他()
入居理由	(1)結婚 (2)旧住居が狭い (3)転勤 (4)転職 (5)通勤時間 (6)家賃が高い (7)建替え (8)環境 (9)独立 (10)就職・入学 (99)その他()		

*世帯主: 主として生計を維持している方。学生の場合は一般的に父(母)。

連絡先

お一人住まいの方、単身赴任の方は、ご実家または連絡先についてご記入ください。

ご住所	〒 -
電話番号	-
申込者との関係	実家 其他()

賃貸借契約日	20 年 月 日	入居予定日	20 年 月 日
賃貸借期間	20 年 月 日	～ 至	20 年 月 日
建物名	フリガナ	部屋番号	
所在地	〒 フリガナ		
駐車場名			
入居者	入居者 1.本人 2.本人およびその家族 3.本人以外	本人以外の場合はご記入ください お仕事 (1)学生 (2)年金受給者 (3)その他()	申込者との関係 年 齢 才
立替月額賃借費用等	a. 賃料		円
	b. 管理費・共益費		
	c. 駐車場料金		
	d.		
	e.		
	f. 月額賃借費用合計金		
	g. その他費用等	賃貸人または賃貸人代理人からの通知による金額	
	h. 事務手数料	(f + g) × 1.0 %	
	i. 月額支払合計金	f + g + h	

初回事務手数料	f x 50 %	初回に加算請求されます。
---------	----------	--------------

支払内容	初回支払対象	20 年 月 分家賃・および事務手数料	支払方法	口座振替
	初回支払日	20 年 月 27日	支払日	毎月27日

翌月分のお家賃を当月27日(非営業日の場合は翌金融機関営業日)に口座振替いたします。前日までにご指定口座にご入金願います。

賃貸人	管理会社コード	6 0 2 0 5 1 6 0 0 0	賃人	名称	株式会社リベロ
	住所	東京都港区虎ノ門3丁目8-8NTT虎ノ門ビル3F		住所	
	電話	03-6636-0260		電話	
	FAX	03-6636-0261		FAX	
	担当者氏名			担当者氏名	

お申込上のご注意

- お支払いは、毎月27日(非営業日の場合は翌金融機関営業日)となりますので、口座振替の方は期日の前日までにご入金ください。
 - お申込みについてのお問い合わせ・ご相談は「家賃サービス「プラス」(W)契約について」をご参照のうえご連絡ください。
 - ボールペンでご記入ください。
- ※鉛筆・シャープペン・消えるペンでのご記入は受付できませんので、ご注意ください。また、修正液・修正テープのご使用はできません。

※押印箇所: 申込者(契約者)(2箇所)

(該当項目に○印をつけてください)

契約番号	0	2	1	6	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×	×
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

管理会社記入欄
契約番号は必ずご記入ください。

契約者	お名前	フリガナ ヤマ モト タ ロウ	フリガナ トウキョウトセタガヤク△-△-△
		山本 太郎	1:5:0:0:0:0:1 東京都世田谷区△-△-△

年 月 日

アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)

株式会社アプラスへ支払う利用代金等を、預金口座振替(自動払込み)により支払うこととしたいので、下記事項(ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用される)を確約のうえ、依頼いたします。

金融機関	支店	振替(払込)日: 毎月27日(非営業日の場合はその翌金融機関営業日)
------	----	------------------------------------

ご希望の金融機関どちらか一つと口座名義人欄をご記入のうえ、お届け印を押印してください。

種別コード	種別	通帳記号	通帳番号
166341	2840	87654321	
払込先 口座番号	00320-6-15030	払込先 加入者名	株式会社アプラス
		払込日: 毎月27日	(非営業日の場合は その翌金曜日の日)

※ ゆうちょ銀行または金融機関へのお届けのご印鑑をお願いします。

金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)

親行
信用金庫
信用組合
農業協同組合

本店
出張所
御中

預金種目

口座番号 (右からつめてご記入ください)

① 普通 2 当座
② 総合口座

1 2 3 4 5 6 7

フリガナ	ヤマ モト タ ロウ		
口 座 名義人	山本 太郎	お 届 け 印	山本

- ①「ご希望の金融機関
どちらか1つ」と
- ②「口座名義人」欄を
ご記入のうえ、
- ③お届け印を2箇所
にご押印ください。

※口座名義人は申込者本人名義のみとなります。

預金口座振替規定（ゆうちょ銀行を除く）

1. 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。この場合、預金規定または請求書の指定された支払期日（ただし、毎月返済の場合は、毎月返済額）を超えても小切手の提出はいたしません。
2. このとき、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる全額（当月再度振替を利用して前々箇回内の金額を含む）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却してご差支えありません。また、指定日（降）に再度振替しても異議はございません。
3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届が出ないまま、長期間にわたります請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、貴行はこの契約が終了したものととして、お取扱いいたしますも差し支えありません。
4. 振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をともて処理されても異議はございません。
5. 上記契約書につき、前番号の追加利用、または変更があっても本書は無効とお取扱いいたしますも差し支えありません。
6. この預金口座振替について、かたに紛争が生じた場合は貴行と申渡しの責任を負いません。（非競合関係の場合を除く、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。）
- 振替口座 株式会社アプラスの協賛生金貯蓄型定期預金口座（当組合の協賛手帳裏面に記載）

金融機関記入欄	1. 印鑑相違	6. 預金取引なし	検 印	印鑑照合	受 付 印
	2. 印鑑不鮮明	7. 支店名相違			
	3. 預金種目相違	8. その他			
	4. 口座番号相違	()			
	5. 名義人相違				

口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、
左記該当箇所にご印をつけ、至急アプラスにご返送ください。

返送先 〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 マルイト難波ビル17階
株式会社アプラス オペレーションセンター 口座振替係

アプラス取扱店 | 家賃サービス係

【預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書のご記入にあたって】

1. お知らせ
 (1) 選機をもとに正しくご記入のうえ、必ず「金融機関お届印」をご押印ください。(お届け印がサインの場合は同じサインをお届に印の欄に記入してください。)
 (2) 記入：ご押印箇所の不備がございますと、お振込みによるお取扱いとなります。
 (3) 口座：ご契約書で本人の口座をお願いします。
 (4) ご記入事項：訂正される場合には、訂正箇所へ「訂正印（金融機関お届印）」が必要です。
 (5) 「貯蓄預金 口座」は、ご利用になれません。
 (6) 口座振替（自動払込）できる金融機関
 ■（都市銀行）全行、（地方銀行）全行、（信用金庫）全金庫、（労働金庫）全金庫、（漁業協同組合）全組合
 （信託銀行）三井住友、三菱UFJ、みずほ
 ■（信用組合）（農業協同組合連合会）、（農業協同組合）※一部お取扱いしていない地域があります。詳しくは、アプラスまでお問合わせください。
 ■ゆうちょ銀行

⑤ アブラス→金融機関用

ゆうちょ銀行または金融機関(ゆうちょ銀行を除く)へのお届印をご押印ください。

(金融機関で受付されない例)



(不鮮明)



(重ね印)



(はみ出し)